

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月
こども家庭庁長官官房
参事官(総合政策担当)

《 目 次 》

1. こども基本法とこども大綱	3
2. 自治体こども計画策定支援について	17
3. こども未来戦略「加速化プラン」について	22
4. こども・若者の意見反映	29
5. 地域少子化対策重点推進交付金	51
6. こどもデータ連携実証事業	55

1. こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
 (例)居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
 (例)働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
 (例)教育施策(国民全体の教育の振興など)
 医療施策(小児医療を含む医療の確保・提供など)
 雇用施策(雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等









【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法の周知について

こども基本法		こども家庭庁
パンフレット	動画	動画
<p>やさしい版</p>  <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>おしえて! こども基本法</p> <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>かていちょう</p> <p>https://youtu.be/c_rEkL-nYAE</p> 
 <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>こどもたちの未来のために こども基本法</p> <p>https://youtu.be/ZN80TAHeGc</p> 	 <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>こどもまんなか こども家庭庁</p> <p>https://youtu.be/kXnUUA-voFM</p> 

今後予定している取組

こどもや若者の皆さんにこども基本法について知っていただくため、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催予定。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言 (令和5年12月22日こども政策推進会議)

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (一般向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての関係に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるよう取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (こども・若者向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・ こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・ こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・ おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、おとなが中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤 鮎子

2. 自治体こども計画策定支援について

こどもまんなか
こども家庭庁

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定支援(1)

子ども基本法上の位置づけ

(都道府県子ども計画等)

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども大綱上の位置づけ

第2 子ども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体子ども計画の策定促進)

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるととされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

➤ 子ども家庭庁は自治体の子ども計画策定をサポートするため、次頁の施策を実施。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）また、補助事業実施自治体含め、全国の好事例を調査し、広く横展開を図る。
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1 / 2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度補正予算 1.3億円 令和6年度当初予算案 0.7億円
（参考）令和5年度当初予算 0.7億円（採択自治体数42、事前協議自治体数423）
- （参考）令和6年度事業スケジュール
R5/12/26 令和6年度事業 事前協議受付開始
～R6/1/19 事前協議受付〆切
2月 事務局審査（審査基準については12/26に案内済）
3月 内示
5月以降 交付申請受付・交付決定

※令和6年度当初予算分事業の募集は終了、次期募集の情報については随時お知らせします。



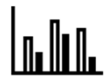
都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(3)

支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

（補助メニュー1）自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。（自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。）
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

（補助メニュー2）調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など）



【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけではなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、NPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じKPI等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聴取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(4)

支援②～計画策定ガイドラインの作成～

- 自治体の中には既に、こどもに関する計画を一体的に策定している事例やこども・子育て関係者等に意見を聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、自治体こども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドライン(案)を令和5年度末をめどに取りまとめる。また、令和6年度はガイドライン(案)に対する自治体向けにパブコメを実施し、適宜反映のうえ、公表する。
- (スケジュール) R5.10～ こどもに関する計画の基となる法令等の調査、整理
R5.11～ 事例調査・自治体ヒアリング
随時 ★有識者会議 (全4回)
R6.3 ガイドライン(案)のとりまとめ
R6.4～5 ガイドライン(案)に対する自治体向けパブコメ
R6上半期 ガイドライン公表
- ★ 有識者会議について
R5.11.27 第一回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議
・ガイドライン構成案についての方針を確認
R5.12.26 第二回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議
・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有
R6.2.14 第三回有識者会議
・ガイドライン素案の確認
R6.3中旬 第四回有識者会議を実施予定

※会議の状況についてはこども家庭庁ホームページでも公表中。

都道府県こども計画・市町村こども計画



3. こども未来戦略「加速化プラン」について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略の検討経緯

令和5年1月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめ

令和5年1月19日

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年4月1日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年4月7日

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年6月13日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

3兆半ばの予算規模の「こども・子育て支援加速化プラン」及びそれを支える財源の骨格を提示

令和5年12月11日

「こども未来戦略会議」にてこども未来戦略(案)を議論

令和5年12月22日

「こども未来戦略会議」にてとりまとめ、閣議決定

「こども未来戦略方針」を具体化し、3.6兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」の内容及びそれを安定的に支える財源の具体的内訳と金額を提示

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月(2024年10月分から拡充)

- ✓所得制限を撤廃
- ✓高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

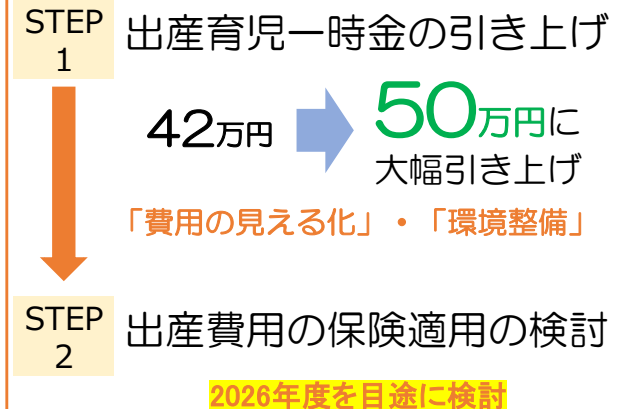
妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中(2025年度から制度化)

- ✓出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
 - ✓伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

- ・給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- ・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ 2024年2月から実施

ライフステージ別の加速化プランの対象

	～結婚	妊娠～出産・産後	就学前	小・中学校	高校	大学等
若い世代の所得向上に向けた取組	若い世代の所得を増やすための社会経済政策 (賃上げ、三位一体の労働市場改革、希望する非正規雇用労働者の正規雇用化支援、最低賃金の引上げ、リ・スキリング支援、年取の壁への対応など)					
	児童手当 0～2歳:月1.5万円、 3歳～小学校修了:月1万円(3子以降:月1.5万円)、中学生:月1万円 ※年収約960万円(主たる生計維持者)未満(年収約960～1,200万円未満は、特例給付(一律5千円)を支給)		高校生年代まで延長		貸与型奨学金 最大年76.8万円(無利子) 最大年144万円(有利子)	
	所得制限の撤廃 経済的負担感が多子になるほど強いこと等を踏まえた手当額の見直し		高等学校等就学支援金 ※年収約910万円未満の世帯		高等教育の修学支援新制度 授業料等減免 最大年70万円 給付型奨学金 最大年91万円	
	出産費用(正常分娩)の保険適用検討	出産・子育て応援交付金(10万円)の制度化	就学援助 ※生活保護世帯等・生活保護に準ずる世帯	高等学校等就学支援金		R6～ 世帯年収約600万円までの多子世帯・理工農系に対象拡大(現行は世帯年収約380万円まで)
	出産育児一時金 42万円→50万円(R5年度～)	特別支援教育就学奨励費 ※世帯の所得段階(3段階)に応じた支援	学校給食費の無償化に向けた、実態の把握・課題の整理	高校生等奨学給付金 ※生活保護世帯・非課税世帯		R7～ 多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化
不妊治療の保険適用	幼児教育・保育の無償化 ※0～2歳は住民税非課税世帯	国保減額調整措置の廃止		授業料後払い制度(日本版HECS) ・修士段階を対象に導入 ・卒業後に年取・扶養子供数に応じて授業料を納付 ・本格導入に向けた更なる検討		
妊婦健診の公費負担	子ども医療費助成(地方自治体の取組への支援) 乳幼児健診の公費負担	減額返還利用可能者の年収上限: 325万円→400万円・子供2人世帯500万円・子供3人以上世帯600万円		地方創生を推進する デジ田交付金の活用		
貸与型奨学金の返還支援(返還猶予、減額返還、所得連動型返還、自治体の返還支援、企業の代理返還)		住宅支援(公営住宅等への優先的な入居、民間住宅ストックの活用、フラット35について支援の充実など)				
全ての子ども・子育て支援の拡充	産後ケア 産後ケアの強化		幼児教育・保育 職員配置基準の改善・更なる処遇改善 子ども誰でも通園制度(仮称)の創設 病児保育の充実	放課後児童クラブ 量の拡大 常勤職員配置の改善		
	伴走型相談支援の制度化		多様な支援ニーズを有する子どもや家庭への支援 児童虐待防止、社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実、子どもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化、ヤングケアラーの支援			
	児童扶養手当の拡充、子どもの補装具費支給制度の所得制限撤廃					
共働き・子育ての推進	産前産後休業・給付		育児休業・給付 手取り100%相当の給付(最大28日間・両親の育休取得促進) 中小企業の体制整備への支援強化			
			柔軟な働き方の推進 3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方 時短勤務に係る給付創設(時短勤務時の賃金の10%を支給)			
	自営業・フリーランス等の産前・産後期間の国民年金保険料免除		子の看護休暇 (対象となる子どもの年齢や休暇取得事由の範囲の検討)			
			育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設			
加速化プランで拡充する施策						
加速化プランで新規実施する施策						

加速化プランの実施スケジュール（2026年度までの主なもの）

2023年度

2024年度

2025年度

2026年度

4月

10月

1月2月

4月

10月 11月

4月

10月

若い世代の所得向上に向けた取組

出産・子育て応援交付金(10万円と伴走型相談支援)(R4補正予算で創設)

子ども・子育て支援法の新たな給付と児童福祉法の相談支援事業として実施

出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)

年収の壁・支援強化パッケージ

「フラット35」について、こどもの人数に応じて住宅ローン金利を引き下げる制度の開始

大学等の授業料等減免と給付型奨学金の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大

大学院修士段階における授業料後払い制度の導入

貸与型奨学金の減額返還制度について、利用可能な年収上限の引上げ等

児童手当の抜本的拡充

多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化

子ども誰でも通園制度(仮称)(試行的事業の実施)

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け
子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施

保育士等の処遇改善(R5年補正予算で対応)

病児保育の基本分単価の引上げ

保育士等の職員配置基準の見直し(4・5歳児:30対1から25対1に改善) ※1歳児:6対1から5対1についても早期に実施

放課後児童クラブの常勤職員配置の改善

こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

児童扶養手当の所得限度額の引き上げや3人以上の多子世帯への手当額の拡充

産後ケア事業の計画的な提供体制の整備

(子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け)

保育所等における継続的な経営情報の見える化

業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

教育訓練給付の給付率等を含めた拡充

訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設

両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引上げ

育児時短就業給付(仮称)の創設

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

共働き・子育ての推進

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

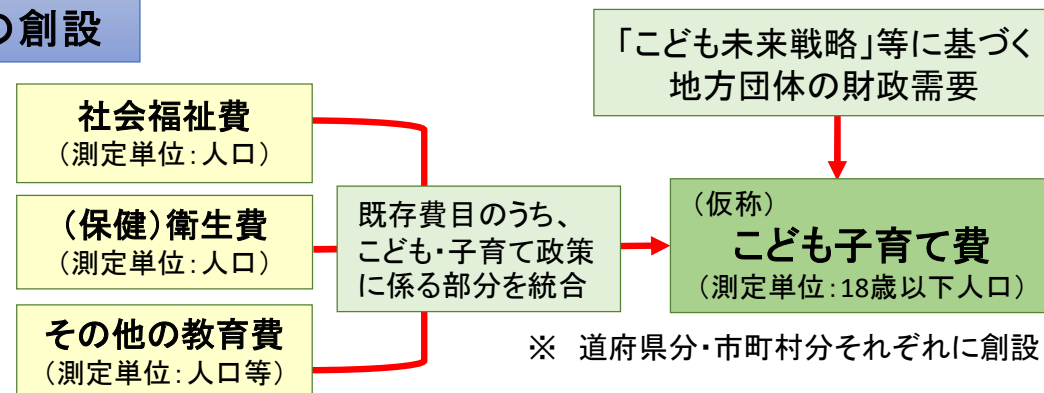
ひとり親家庭等への支援

こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- （例）
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



（相談室）



（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- （例）
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備（芝生化）
 - ・ トイレの洋式化



（トイレ環境改善）



（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90%

交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

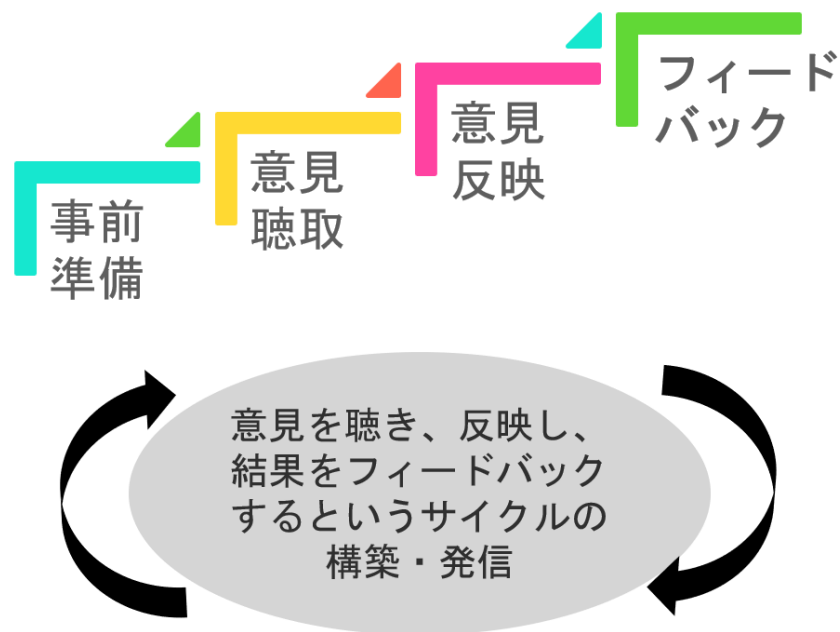
4. こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り込まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正當に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。



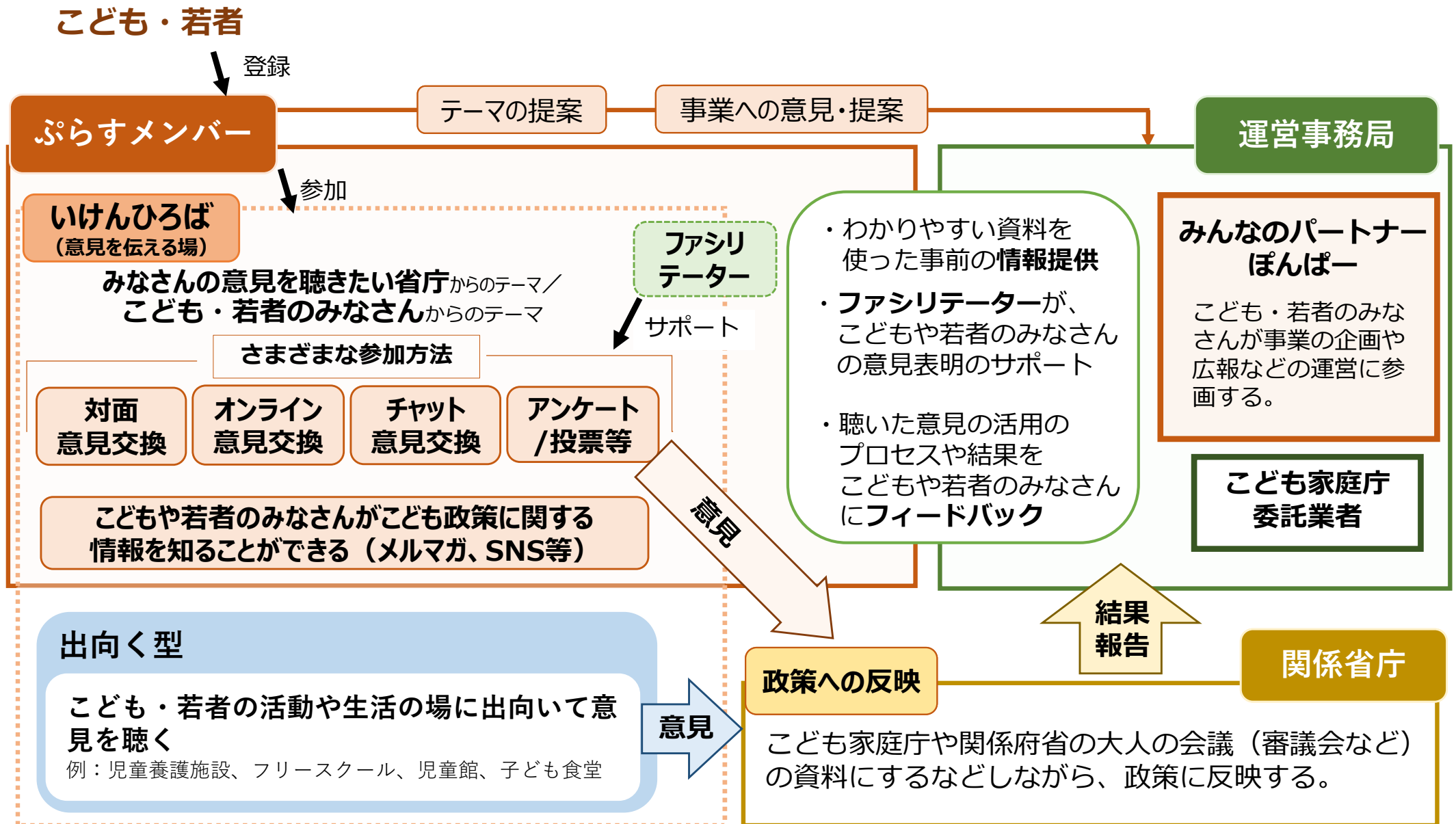
政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

仕組み（イメージ）



これまで実施したいけんひろばについて（3月4日時点）

これまでに実施したいけんひろば(概要)

- ・ テーマ数:27テーマ
- ・ 意見聴取人数:2,440人(延べ人数、アンケート回答件数含む)

●新しくなった児童福祉法

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	96件	小学4年生～高校生	—	7月24日～8月6日	—

●こどもの居場所づくりに関する指針に向けた意見聴取

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	23人	全世代	10名	7月31日	1時間

●幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	202件	全世代	—	8月1日～8月15日	—

●若者と食の今後について考える！

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	12人	中学生～高校生	4名	8月2日	2時間
	オンライン1	12人		3名	8月3日	2時間
	オンライン2	10人		3名		2時間

これまで実施したいけんひろばについて（3月4日時点）

●農林水産業・行政に関する効果的な消費者等への情報発信について（農林水産省に行ってみよう！）

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	17名	中学生～高校生	3名	8月24日	2時間

●いじめや不登校など学校に関する悩み事について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁/ 文部科学省	アンケート	131件	小学生～高校生	—	8月28日～9月15日	—

●こども・若者の海に対する意識について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
国土交通省	アンケート	210件	小学生～高校生	—	9月15日～10月13日	—

●食育について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	22人	小学5年生～高校生	4名	10月14日	2時間
	アンケート	81件		—	9月15日～29日	—

●こども家庭庁概算要求について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	24名	全世代	5名	9月22日	2時間

これまで実施したいけんひろばについて（3月4日時点）

●生きづらさや、自殺したいという気持ちになったことがある人に必要な支援について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	10名	高校生以上	3名	9月23日	2時間

●こども大綱について（「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう）

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	26人	全世代	6名	10月21日	2時間
	オンライン	25人		6名	10月21日	2時間
	チャット	34人		6名	10月20日～21日 10月22日～23日	2日間 ×2回
	アンケート	133件		—	10月3日～19日	—
	出向く	9人	児童養護施設	各1.5～ 2時間		
		29人	ひとり親家庭のこども(オンライン)			
		5人	障害児支援施設			
		16人	児童館			

※チャットのみLINEオープンチャットの対象年齢が13歳以上のため中学生以上

●こども向けホームページについて

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	16名	小学生～中学生	3名	10月9日	2時間

これまで実施したいけんひろばについて（3月4日時点）

●こども・若者による環境問題に対する環境意識等について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
環境省	オンライン	11名	小学生～大学生	4名	11月10日	2時間
	アンケート	104件		—	10月13日～ 11月6日	—

●休日の部活動の地域クラブ活動への移行等に伴う新たな活動内容について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
スポーツ庁	対面	9人	中学生	2名	10月28日	2時間

●こども基本法教材コンテンツについて

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	9名	小学生～中学生	3名	11月24日	1時間45分
	対面	8名		2名	11月25日	1時間45分

●サイバー事案の被害に遭わないためには

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
警察庁	アンケート	213件	小学3年生以上	—	11月27日～12月10日	—

●こども・若者向けの人権相談体制の在り方について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
法務省	アンケート	144件	全年代	—	11月27日～12月27日	—

これまで実施したいけんひろばについて（3月4日時点）

●子育てを社会全体で支える雰囲気づくりについて

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
経済産業省	アンケート	224件	全年代	—	11月30日～12月14日	—

●若者と地域の関係について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
経済産業省	オンライン	9名	18歳以上	3名	12月4日	2時間

●ヤミ金融の被害事例及び対策について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
金融庁	オンライン	6名	高校2年生世代以上	2名	12月8日	2時間
	対面	12名		3名	12月9日	2時間

●痴漢撲滅に向けた広報について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
警察庁	アンケート	246件	中学生以上	—	12月15日～1月8日	—

●こども若者★いけんがらす広報について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	24名	全年代	6名	1月27日	2時間

これまで実施したいけんひろばについて（3月1日時点）

●女子の理系進学

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
内閣府	アンケート	38件	理系の学部・学科に進学した女子大学生・女子高専生、また、理系の学部・学科を卒業した女性	—	1月22日～2月9日	—

●お金について学ぶ教材を一緒に作ろう！

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
金融庁	対面	24人	小学生	6名	2月3日	1時間45分

●こども白書について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	158件	中学生以上	—	2月9日～2月25日	—

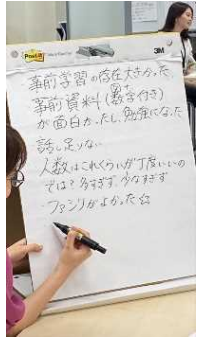
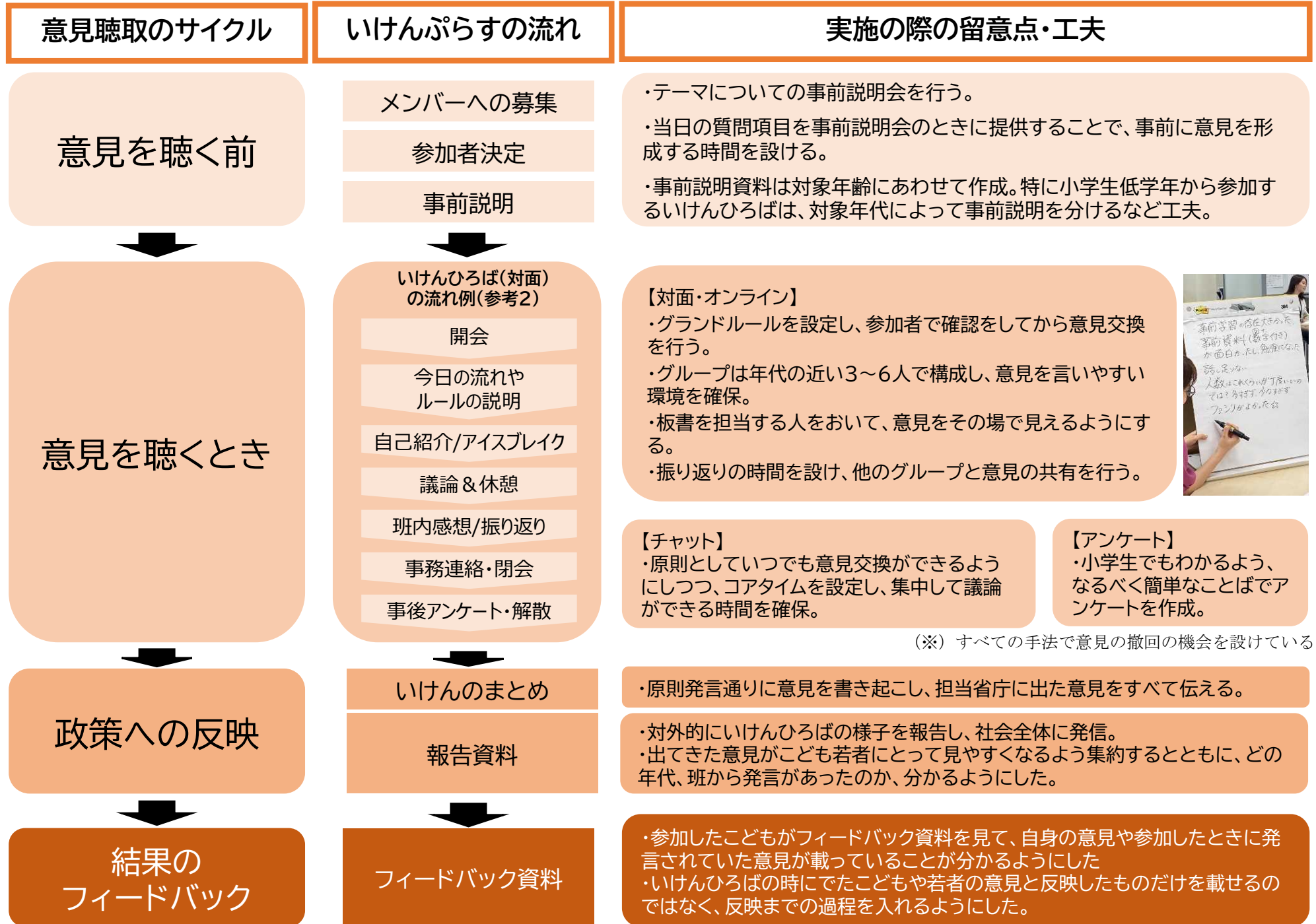
●日常生活における法的なものの考え方との関わり

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
法務省	アンケート	—	全年代	—	2月19日～3月4日	—

●安心してこどもを産み育てられるために、どんな社会になってほしいですか？について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	29名	全年代	6名	2月23日	2時間
	対面	29名		6名	2月23日	2時間

いけんひろば実施時の主な流れと留意点



こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について

～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(1)～

取組	概要	実施時期
①こどもわかものいけんの会	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名によるこども・若者対象の公聴会（オンライン） 小学生年代～20代までが対象 事前登録制、各回50名まで 	10月15日（日） ・9時30分～10時30分（小学生年代） ・11時15分～12時15分（中学生年代） ・13時30分～14時30分（高校生年代～20代①） ・15時15分～16時15分（高校生年代～20代②）
②公聴会（子育て当事者向け）	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン） 高校生年代までのこどもがいる子育て当事者が対象 事前登録制、100組まで（親子での参加も可） 	10月14日（土）10時～12時
③公聴会（一般向け）	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン） 対象に制限なし 事前登録制、250名まで 	10月14日（土）14時～16時
③こどもわかものパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP上で実施 	9月29日（金）～10月22日（日）
④パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP、e-gov上で実施 	9月29日（金）～10月22日（日）
⑤こども若者★いけんぷらす	<ul style="list-style-type: none"> ①ぷらすメンバーを対象としたアンケート調査 ②ぷらすメンバーからの意見聴取（対面、オンライン、チャット形式） ③出向く型（1）児童館（関東近郊）、2）児童養護施設（都内）、3）障害児支援施設（都内）、ひとり親支援団体（オンライン） 	①10月3日（火）～10月16日（月） ②10月21日（土）午前（オンライン）・午後（対面）、 10月20日（金）～10月23日（月）（チャット） ③1）10月27日（金）15～16時半、 2）10月17日（火）16～18時、 3）10月25日（水）15～16時、 4）10月24日（火）19～20時半
⑥インターネットモニターへのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> インターネットモニター会社のモニターを対象としたアンケート調査 	10月5日（木）～10月17日（火）
⑦こども団体・若者団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 計10団体とかかわりのあるこども・若者へのヒアリング 	10月20日（金）16時～19時
⑧経済界・労働界ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 経済界（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）と労働界（日本労働組合総連合会）に対するヒアリング 	10月20日（金）14時半～16時半
⑩国と地方の協議の場	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体からの意見聴取 	10月27日（金）17時半～18時半

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(2)～

結果のまとめ①

- 小学生年代から20代のこども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数(延べ)	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会(オンライン)
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会(オンライン)
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんぷらす	280人	1,360件	こども若者★いけんぷらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型(児童館)	(16人)	(69件)	こどもや若者が集まる施設などに、職員などが出向いて行われた意見聴取
	出向く型(児童養護施設)	(9人)	(35件)	
	出向く型(障がい者支援施設)	(5人)	(18件)	
	出向く型(ひとり親支援団体)	(25人)	(95件)	
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書

合計 2,341人・37団体

3,815件*

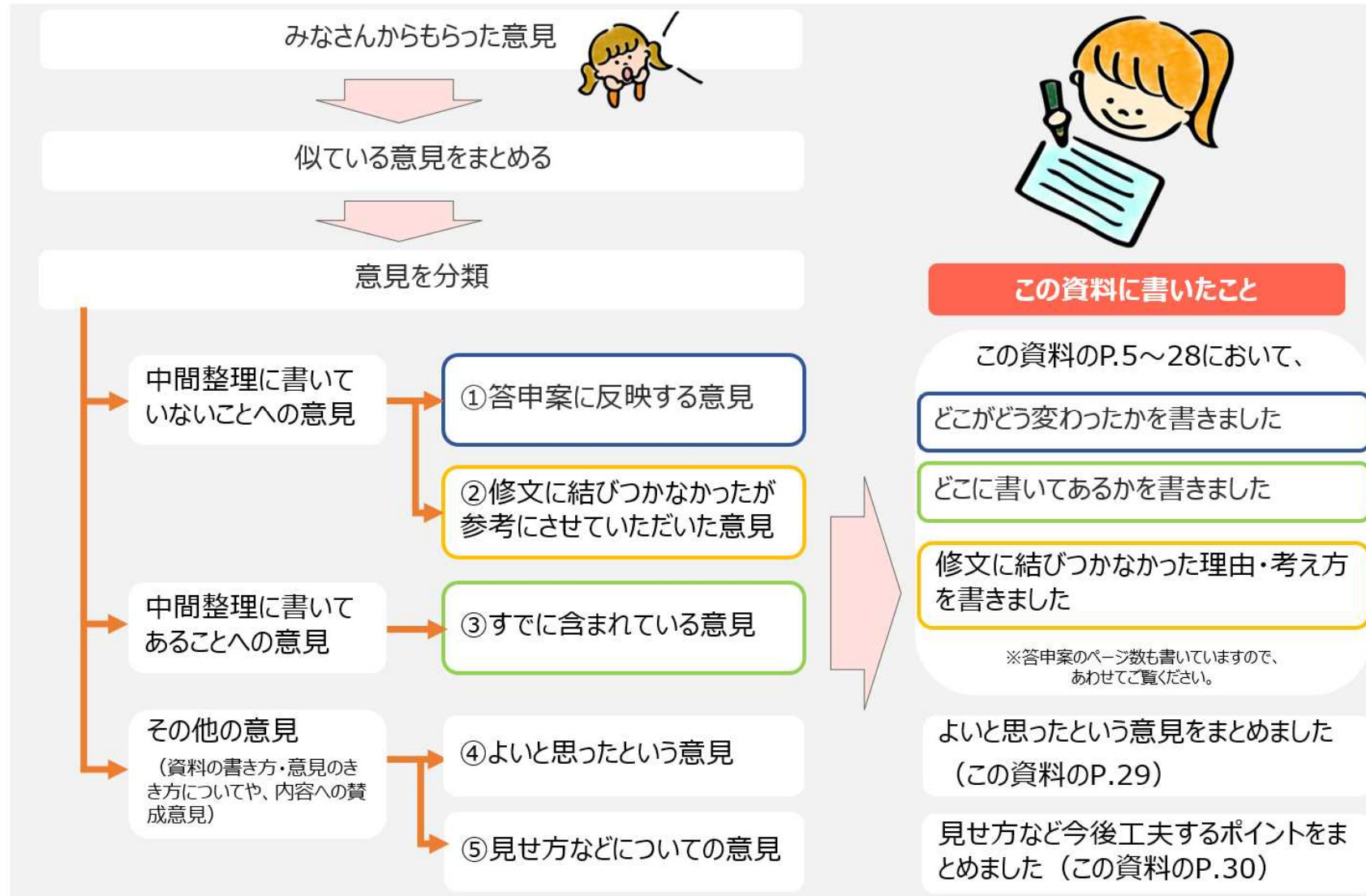
*大綱に関連する意見のみ集計。複数の内容が含まれる意見は、複数件として集計。



こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(3)～

結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。



(凡例) 一般：こども・若者、子育て当事者をのぞく個人の方 其他団体：こども・若者団体、自治体、経済労働団体を除く団体

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(4)～

みなさんからの意見への対応 (①答申に反映する意見、②すでに含まれている意見、③修正に結びつかなかった意見)

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申案に反映する意見

②中間整理案に書いてある意見

③修正に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見 (主なもの)

虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書くことで虐待を擁護しているように見える。(こども・若者)
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。(こども・若者)

虐待防止対策について

- 虐待からは絶対に守るというような内容があってもいいと思った。(こども・若者)
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。(こども・若者)
- 虐待を受けた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。(こども・若者)
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。(一般)

社会的養護について

- 家庭でじゅうぶんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。(その他団体)
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。(こども・若者団体)
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。(その他団体)
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。(その他団体)

虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。(こども・若者)

ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前にという表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待を受けた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

答申案 (意見が反映されたもの)

● P.18 「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではない」と修正しました。

● 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修正し、充実させました。

書いてある場所

● 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいきます。(P.18、19)

● 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。(P.19)

● ト라우マ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。(P.19)

● 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。(P.19)

● 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することとしています。(P.18)

● 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することとしています。(P.12)

● 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいきます。(P.19)

● 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。(P.19、20)

修正に結びつかなかった理由・考え方

● 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(5)～

みなさんからの意見への対応 (④よいと思った、という意見)

11. みなさんが良いと評価してくれたところです。ありがとうございます！



みなさんの意見

こども大綱全体について

- 年齢ごとにあった取組をしてくれるのがよい。(こども・若者)
- (やさしい版について) こどもがわかりやすい文章・粒感にまとめているのがよい。ぱっと見てこどもにもわかりやすいと思った。(こども・若者)
- こどもの権利の主体を明確にきちんと記載されているというのは非常によい点。これまでのパターンリスティックな価値観からは大きく転換されており、高く評価している。(こども・若者団体)
- これまでは「成長」とか「どう育てていくか」の観点が非常に強かったが、こどものウェルビーイングを軸にしているという点は非常に良い。(こども・若者団体)
- 幼児期において、遊びの充実について書いてあるのがよい。(こども・若者)

こどもまんなか社会について

- こどもまんなか社会ができることがうれしい。こどもが大切にされていると感じる。(こども・若者)

基本的な方針について

- 6つの基本的な方針はすごくいいなと思った。特に「③こども・若者の成長に合わせて、大人になるまでずっと支えます。」の部分において、将来のためではなく今すぐ支えてくれるところがいいなと思った。(こども・若者)

意見表明について

- 意見を言いやすいような雰囲気を作っているのがいいと思った。(こども・若者)

- 全体的にとてもよい。こども若者のことを考えてもらえていると思う(こども・若者団体)
- 貧困、いじめ、障害、医療など、さまざまな方面からの支援があり、誰もが必要な支援をうけることができそうな点に魅力を感じるから。(一般)
- これまでは、ひきこもりの若者や、社会から既に逸脱しているこどもに対象を限定していたが、今回はこども全般が対象としている点が良い。(こども・若者団体)
- こどもが生まれてから成長して教育をうけるまで幅広く対応していて良いと思った。(こども・若者)

- こどもまんなか社会はこれまで意識されていなかったが、大綱で世間に表明したことで、日本がこどもを中心とした社会になっていくような気がする。(こども・若者)

- 「③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。」はよいと思う。支えてもらった経験のある人は、将来ささえる側の人になれるので、③のような取組が増えるとよい。(こども・若者)

- このように当事者や現場の声を届ける場がつけられたことには希望を感じていて、感謝している。(こども・若者団体)

※こども・若者の皆様には、やさしい版の資料もお見せしてご意見いただきました。

こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する 加藤大臣から自治体首長・地方議会議長宛て書簡 (令和5年11月17日)

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてももしっかり取組を進めてまいりますが、こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示しし、今後の取組の参考としていただけるよう通知を发出了しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私も力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましても、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

都道府県知事 殿
市区町村長 殿
都道府県議会議長 殿
市区町村議会議長 殿

各地方公共団体において、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただくため、11月17日に、地方公共団体の首長及び地方議会の議長宛てに、左記の通り加藤大臣から書簡を发出了しました。

併せて、こども家庭庁長官からの通知(次頁)も发出了しました。

こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する こども家庭庁長官通知（令和5年11月17日）

加藤大臣書簡と併せて、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるようこども家庭庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市市長宛に通知を発出しました。（域内市区町村への周知も依頼。）

具体的には、

- こども・若者の意見の政策への反映に関する流れや取組のポイント
- 先進的な取組を行っている16の地方公共団体の取組
- 「こども若者★いけんぷらす」における取組
- こども大綱の策定に向けて、「こども若者★いけんぷらす」を活用するなどして、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴いた取組
- こども・若者意見反映サポート事業の開始（次頁参照）

を記載。

長官通知本体はこちら



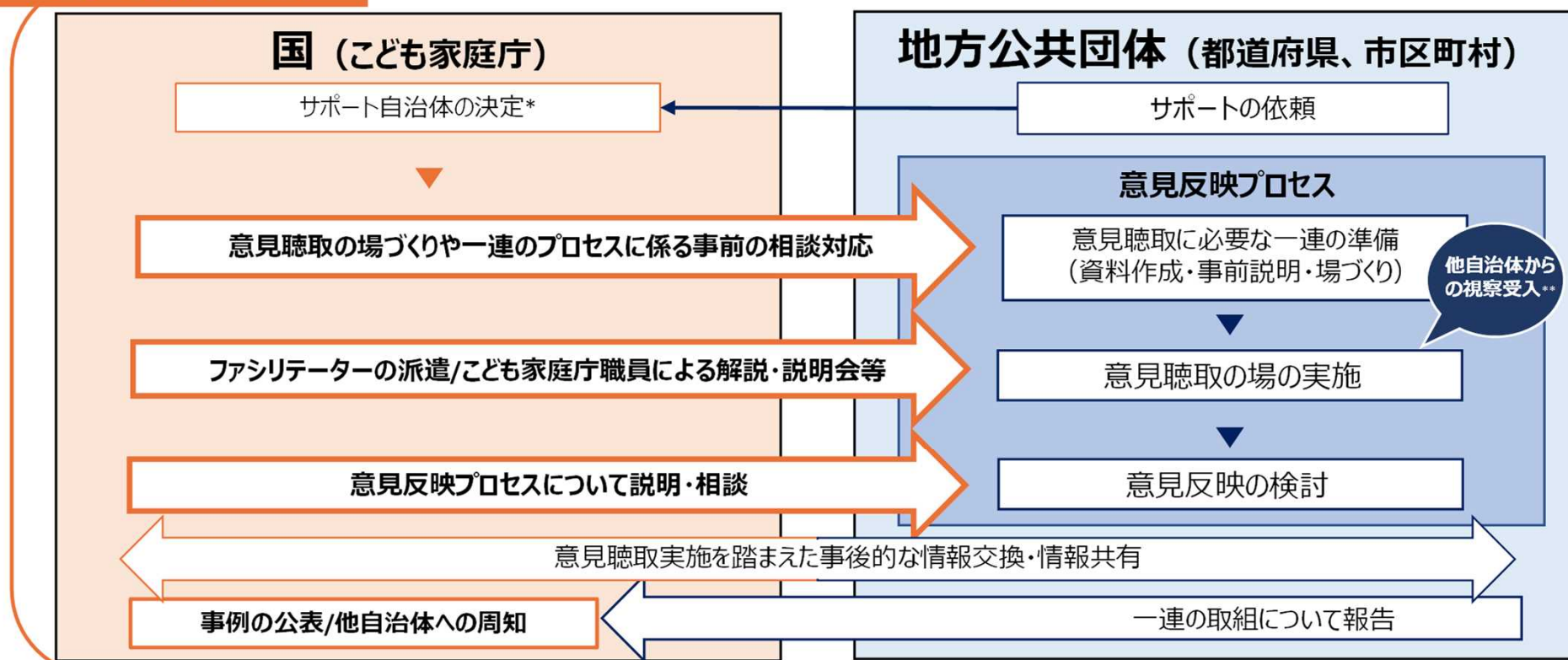
こども・若者意見反映サポート事業(1)

1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

2. 事業スキーム



*実施可否は依頼内容を踏まえて、決定いたします。 **派遣先自治体の御意向を踏まえて、調整いたします。

こども・若者意見反映サポート事業(2)～山梨県の事例～

「こども・若者意見反映サポート事業」の第一弾として、令和5年11月27日(月)に山梨県へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

<募集チラシ抜粋>※山梨県作成

やまなしけん わかもの
山梨県こども若者いけんぷらす
さんかしゃぼしゅう
参加者募集

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者にとって一番良い環境づくりや取組がされるよう意見を聞かせてください。

「山梨県こども若者いけんぷらす」は、こどもや若者が自分の意見を表明できる機会をつくり、県が行う取組にこどもや若者の意見を反映させていく取組です。

頂いた御意見は、今後策定する「山梨県こども計画(仮称)」に反映させていただきます。

(1) 募集対象・募集人数
小学生から20代までのこども・若者 25人程度
(1993年4月2日から2017年4月1日までの生まれの方)

(2) 開催日時・場所
令和5年11月27日(月)午後4時から午後5時まで
県立愛宕山こどもの国 工作室(甲府市愛宕町358-1)

(3) 意見を聞くテーマ
幸福な生活を送るために必要なことについて

(4) 意見を聞く方法
5人くらいのグループに分かれて、意見を聞かせてもらいます。

(5) 応募方法
参加する方の氏名・年齢・連絡先をお伝えください。
連絡先: 山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

メール:
電話:

実施概要

- ◆ 目的: 「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取
- ◆ 担当部局: 山梨県子育て支援局子育て政策課
- ◆ 当日参加者: 24人(小学生から大学生まで)
- ◆ 派遣人数: ファシリテーター 4人
こども家庭庁職員 2人
- ◆ 質問した内容: あなたのまわりの人たちが幸せに生きていくために必要な「もの」や「こと」は何だと思いますか? など
- ◆ 県内市町村からの視察*: 県内6市町
*意見交換の様子のZoom配信およびこども家庭庁職員によるポイント解説・質疑応答

<当日の様子>



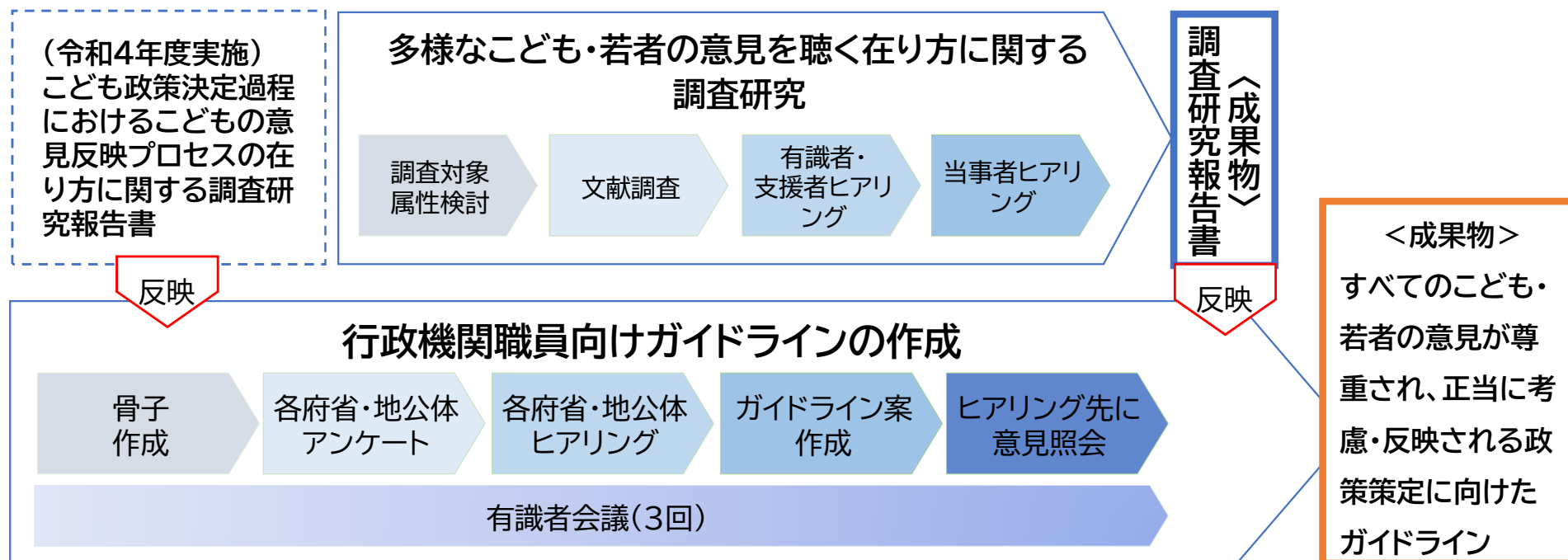
多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究

調査研究の概要

令和4年度に子ども家庭庁設立準備室において実施した「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」において、声をあげにくい子どもや若者からの意見聴取の在り方について更なる検討の深掘りが求められたことを踏まえ、多様な子ども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行う。

また、そこで得られた内容等も踏まえ、各府省や地方公共団体の職員が、子どもの意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインを作成する。

調査研究の流れ



ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究

調査研究の概要

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こどもや若者の声を引き出す『こども意見ファシリテーター』を養成するためのモデルプログラムを作成する。作成したモデルプログラムについては、国による活用のほか、地方公共団体にも周知する。

調査研究の流れ

- ◆ こどもや若者が意見を言いやすい安全で安心な環境を全国的に整備



5. 地域少子化対策重点推進交付金

こどもまんなか
こども家庭庁

地域少子化対策重点推進交付金

令和6年度当初予算案 10.0億円 令和5年度補正予算 90.0億円

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）

（補助率3/4で支援するもの）

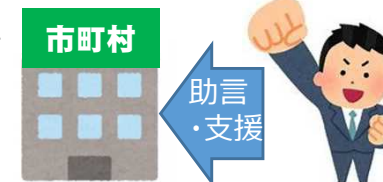
- ・自治体間連携を伴う取組
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・**地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実**
- ・**客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業**
- ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）

（補助率2/3で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・**地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成**
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・**子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業**
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

○ 一般コース（補助率：1/2）

【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円



重点メニュー（補助率3/4）

～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人（無償の場合に限る）等の多様な担い手の育成を図るとともに、結婚を希望する男女のニーズに応えるため、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組。

モデルプログラムを活用した人材育成

① 育成計画の策定

結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムをもとに、地域や対象者の実情に応じた育成計画を策定

② 研修、ネットワーク形成等

育成計画の内容に沿った研修等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成



結婚相談・伴走型結婚支援

③ 相談支援体制の整備・実践

結婚に関する相談や、交際や成婚につながるための結婚支援ボランティア等による伴走型結婚支援について、利用者が対面で相談（オンライン面談（画面上で対面）を含む）でき、切れ目ない支援ができる体制の整備及び実践



適宜、フィードバック

【主な対象経費】

ボランティア等の育成に係る経費（育成計画の策定及び研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等）、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備及び実践に要する経費（相談会の開催、ボランティアの活動経費（実費相当分に限る）を含む）等

重点メニュー（補助率2/3） ～子育て家庭やこどもとの触れ合い体験～

若い世代が家庭や地域で乳幼児等とふれあう機会が少なくなっていることから、日常生活において継続的に乳幼児等とふれあうことにより、命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するとともに、子育て家庭に対しても社会とのつながりの場を提供することで、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組

子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

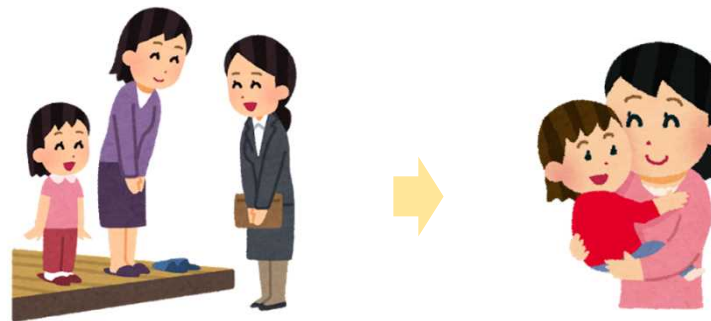
乳幼児ふれあい体験の実施

○若い世代が乳幼児等と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てについての理解を深める。



子育て体験プログラムの実施

○若い世代が子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てを応援する機運を醸成



地域世帯への情報提供・広報

○報告書等を作成し、地域世帯全体を対象とした情報提供・広報を実施（広報誌への掲載、ホームページやSNSでの発信等）

【主な対象経費】

ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭を募集・マッチングするための費用、ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭への謝金、保険加入費用、印刷費用、広報費用、消耗品費等

6. こどもデータ連携実証事業

こどもまんなか
こども家庭庁

潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援 につなげるための情報・データ連携に係る実証事業

令和5年度補正予算：4.7億

目的

こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。このような背景から、地方公共団体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる実証事業を実施する。

事業概要

1. 地方公共団体における実証事業

地方公共団体において、今後のガイドライン作成に活用できるよう、こどもデータ連携の実証事業を実施することを通じて、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。

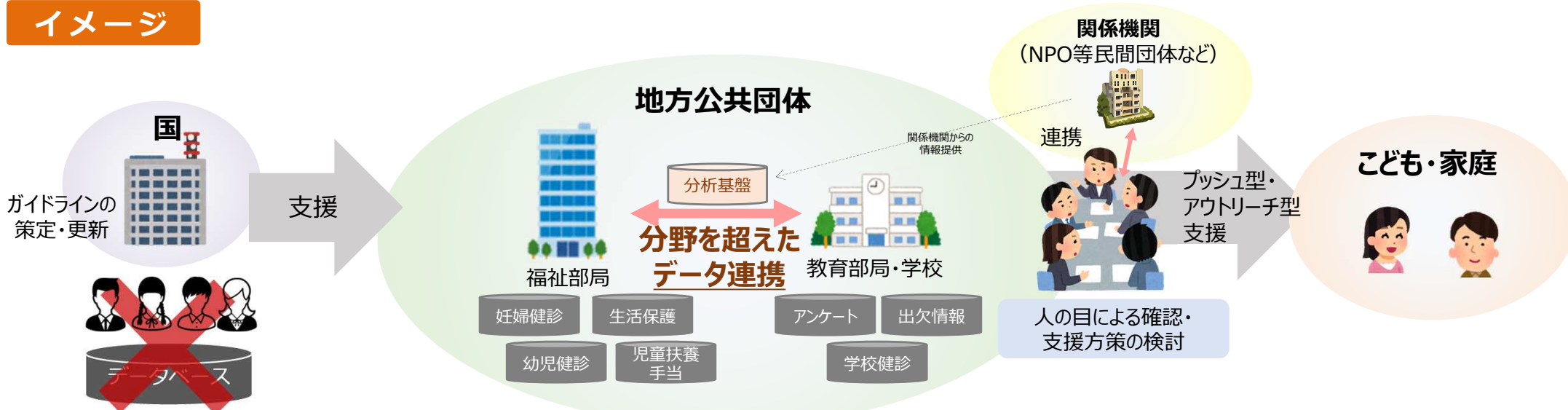
2. 調査研究事業

実証事業で得られた成果等を基に全国の地方公共団体の取組に資する知見を整理しガイドラインへの反映を図るとともに、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等の課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。

※本実証事業を活用し、出来る限り早期に地方公共団体が参照できるガイドラインを作成する。

その上で令和7年度を目途に、そうした成果を活用した地方公共団体による本格的なこどもデータ連携の取組を支援していくことを想定。

イメージ



国が一元的にこどもの情報を管理しない

今後のスケジュール（予定）

- 令和6年3月下旬に、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を公開予定。
→公開後、令和6年度中にパブリック・コメントを実施し、全国の自治体を含めて幅広く意見を募る。
- 5月下旬頃から、新たに実証事業に参加する地方公共団体の公募を開始見込み。
(こども家庭庁ウェブサイト：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data/> に公募要領を掲載予定)

